

答申第 83 号
令和 4 年12月28日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 森 雄 亮

個人情報保護制度見直しに係る条例整備について（答申）

令和 4 年10月28日付け青総第1028号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う個人情報保護制度見直しに係る条例整備について

別 紙

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に
関する法律の制定に伴う個人情報保護制度見直しに
係る条例整備について

答 申

令和 4 年 1 2 月 2 8 日

青森県情報公開・個人情報保護審査会

答申に当たって

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合する「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和3年5月19日に公布され、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律（以下「新個人情報保護法」という。）において全国的な共通ルールが規定されることとなった。（令和5年4月1日施行）

また、新個人情報保護法第7条第1項の規定に基づき国が定めた「個人情報の保護に関する基本方針」の「地方公共団体が保有する個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進」において、地方公共団体の機関や地方独立行政法人が保有する個人情報等については、新個人情報保護法の規律が適用されることに伴い、新個人情報保護法の趣旨を踏まえつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いに関する条例の制定又は改廃等に取り組む必要があるとされている。

本審査会は、青森県知事よりデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う個人情報保護制度見直しに係る条例整備について諮問を受け、新個人情報保護法の趣旨を踏まえつつ、本県における個人情報保護制度を決して後退させることなく、現状を踏襲するという基本的な考え方の下、審議を行ってきた。

知事におかれては、この答申の趣旨を踏まえた条例案を議会に上程されたい。

目 次

第1	条例で定めることが必要な事項	
1	保有個人情報の開示請求に係る手数料	3
2	行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料	4
第2	条例で定めることが許容されている事項	
1	条例要配慮個人情報	5
2	個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する帳簿	6
3	開示・不開示情報	7
4	審査請求をすべき行政庁の特例	8
5	保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求等の手続	9
6	審議会への諮問	10
第3	条例で定めることが許容される事項（新個人情報保護法に規定がないもの）	
1	開示文書の写しの作成費用	11
2	制度の運用状況の公表	12
3	審査請求に係る諮問機関	13
4	審査請求に係る調査審議の手続	14
第4	その他の事項	
1	県民、事業者等の責務規定及び事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定	15
2	青森県情報公開条例の改正	16
3	見直し後の条例の施行日	17
4	経過措置	18
参考		
1	青森県情報公開・個人情報保護審査会の処理経過の概要	19
2	青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿	20

第 1 条例で定めることが必要な事項

1 保有個人情報の開示請求に係る手数料

保有個人情報の開示請求に係る手数料は、徴収しない。

【説明】

- (1) 新個人情報保護法第89条第2項において「地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない」旨規定されており、保有個人情報の開示請求に係る手数料について、条例で定める必要がある。
- (2) 保有個人情報の開示請求に係る手数料については、現在も徴収していないことから、その額を0円（無料）とし、徴収しないこととすることが適当である。

2 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、徴収する。

【説明】

- (1) 新個人情報保護法では、個人情報等の適正かつ効果的な活用を推進するため、都道府県等が行政機関等匿名加工情報（国、都道府県等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報）の利用に関する提案募集を行い、事業者から提案があった場合には、これを審査の上、契約を締結して行政機関等匿名加工情報を提供する制度が新たに導入された。
- (2) 新個人情報保護法第119条第3項及び第4項において「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額(前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額(第4項))を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない」旨規定されており、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について、条例で定める必要がある。
- (3) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料については、個人情報保護法施行令で定める額を標準として徴収することが適当である。
- (4) なお、当該手数料の納入方法については、他の手数料の場合と同様に証紙によることとするが、将来的にはキャッシュレス決済の導入等行政機関等匿名加工情報提供制度の利用者の利便性の向上に配慮されたい。

第2 条例で定めることが許容されている事項

1 条例要配慮個人情報

条例要配慮個人情報は、規定しない。

【説明】

- (1) 新個人情報保護法では、新個人情報保護法に定める要配慮個人情報のほか、「地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報」（第60条第5項）を条例要配慮個人情報として規定することができる。
- (2) 現在、青森県個人情報保護条例で定める要配慮個人情報は、個人情報保護法施行令を引用する形で定め、独自の要配慮個人情報を規定していないことから条例要配慮個人情報は規定しないことが適当である。

2 個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する帳簿

1,000人未満の個人情報ファイルについても、個人情報ファイル簿と同様の帳簿を作成・公表する。

【説明】

- (1) 新個人情報保護法では、本人の数が1,000人以上の個人情報ファイル（個人情報を検索できるよう体系的に構成されたファイル）について、その名称、利用目的、記録項目等を記載した帳簿（個人情報ファイル簿）を作成・公表することとされている。（第75条第1項）
- (2) 一方、新個人情報保護法第75条第5項において「条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない」旨規定されており、条例で定めることにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する帳簿を作成し、公表することができるものである。
- (3) 現在、青森県個人情報保護条例においては、本人の数にかかわらず、個人情報を取り扱う事務ごとに「個人情報取扱事務登録簿」を作成・公表することとされていることから、1,000人未満の個人情報ファイルについても、個人情報ファイル簿と同様の帳簿を作成し、公表することが適当である。
- (4) なお、当該帳簿の作成・公表に当たっては、記載事項等から特定の個人が識別され得る状況となるなど本人の権利利益を不当に害するおそれがないよう留意されたい。

3 開示・不開示情報

開示・不開示情報について、情報公開制度との整合性を確保するための定めは、規定しない。

【説明】

- (1) 本県においては、これまで情報公開・個人情報保護の両制度間の整合を図ってきたところであり、引き続きその整合性を確保することが適当である。
- (2) しかるに、新個人情報保護法第78条第1項各号の不開示情報は、青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の定める不開示情報と比較すると、職務遂行情報に係る公務員等の氏名が不開示情報である「開示請求者以外の個人に関する情報」から除外されない、また、「法令秘情報」、「不開示指示情報」及び個人からの提供に係る「任意提供情報」（以下「法令秘情報等」という。）を不開示情報とする規定がないという差異がある。
- (3) このうち、公務員等の氏名については、新個人情報保護法第78条第2項において、不開示情報から「情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるもの」を除くことができる旨規定されているところ、青森県情報公開条例では開示されるものであることから、不開示情報である「開示請求者以外の個人に関する情報」から除く情報を規定する新個人情報保護法第78条第1項第2号イ（法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報）に該当し、開示されると解されるから、不整合は生じない。
- (4) 一方、法令秘情報等については、新個人情報保護法と青森県情報公開条例との間で不整合が生じている。
情報公開制度との整合性を確保する途として、新個人情報保護法第78条第2項において、「行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの」を不開示情報とすることができる旨規定されているところ、法令秘情報等は、「行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報」に該当せず、新個人情報保護法第78条第2項の規定に基づく条例により不開示情報とすることができない。したがって、法令秘情報等については、青森県情報公開条例を改正することにより、情報公開制度と個人情報保護制度の間で開示・不開示情報の整合性を確保することが適当である。

4 審査請求をすべき行政庁の特例

行政不服審査法第4条の規定の特例は、設けない。

【説明】

- (1) 新個人情報保護法では、条例で定めるところにより、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができる旨規定されている。(第107条第2項)
- (2) 現在も、青森県個人情報保護条例に基づく処分（開示決定等）について、条例に特別の定めは設けられていないことから、行政不服審査法第4条の規定の特例は設けないことが適当である。

※行政不服審査法

第4条 審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

一～四 略

5 保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求等の手続

新個人情報保護法に抵触しない限りにおいて、現行の手続を踏襲すること。

【説明】

新個人情報保護法第108条において「この節（※第4節 開示、訂正及び利用停止）の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない」旨規定されており、新個人情報保護法に抵触しない次の手続については、現行の手続を踏襲することが適当である。

- ① 開示・訂正・利用停止決定等の期限を現行の青森県個人情報保護条例で定める期限と同様とすること。
- ② 全部・一部不開示決定の場合で、開示することができる期日が明らかなきはその期日を決定通知書に記載すること。
- ③ 訂正の実施をしたときは、訂正請求者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知すること。
- ④ 審査請求に係る諮問をした県の機関等は、諮問に対する答申を尊重して当該審査請求についての裁決をすること。

6 審議会への諮問

個人情報の適正な取扱いを確保するための専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合は、青森県情報公開・個人情報保護審査会へ諮問する。

【説明】

- (1) 新個人情報保護法第129条において「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節（※「地方公共団体の施策」）の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」旨規定されており、審査請求以外の案件について諮問を要するものがある場合は、条例で定める必要がある。
- (2) 現在も、条例改正等の「個人情報の保護制度の運営に関する重要事項」については、青森県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされていることから、引き続き青森県情報公開・個人情報保護審査会へ諮問することとするのが適当である。

第3 条例で定めることが許容される事項（新個人情報保護法に規定がないもの）

1 開示文書の写しの作成費用

引き続き、開示文書の写しの作成費用を徴収する。

【説明】

現在、保有個人情報記録されている文書等の写しの交付を受ける場合には、当該写しの作成・送付に要する費用を求めていることから、引き続き当該費用を求めることが適当であるが、写しの送付に要する費用については個人情報保護法施行令の規定により徴収することとなるので、写しの作成に要する費用の徴収について規定すれば足りる。

2 制度の運用状況の公表

引き続き、制度の運用状況を公表する。

【説明】

- (1) 新個人情報保護法第165条第1項において「委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。」とされており、その概要については同条第2項により個人情報保護委員会が公表するとされている。
- (2) 現在、毎年度、青森県情報公開条例による行政文書の開示の状況とともに青森県個人情報保護条例の運用状況を公表しているところであり、引き続き情報公開制度と対の制度として、本県における両制度の運用状況を公表することが適当である。

3 審査請求に係る諮問機関

審査請求に係る諮問機関は、青森県情報公開・個人情報保護審査会とする。

【説明】

- (1) 新個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用される同条第1項において「開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に諮問しなければならない」旨規定されている。
- (2) これまで、開示決定等又は開示請求等に係る不作為についての審査請求については、青森県情報公開・個人情報保護審査会が諮問に応じて調査審議を行ってきたことから、青森県情報公開・個人情報保護審査会を行政不服審査法第81条第1項の機関とすることが適当である。

※行政不服審査法

第81条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

2～4 略

4 審査請求に係る調査審議の手続

情報公開制度との間で調査審議の手続の整合性を確保する。

【説明】

- (1) 現在、青森県情報公開・個人情報保護審査会の調査審議の手続については、情報公開及び個人情報保護の両制度に共通のものとして青森県情報公開・個人情報保護審査会条例に規定されているが、新個人情報保護法により、個人情報保護に係る審査請求の調査審議については、行政不服審査法の規定が適用されることとなる。
- (2) 青森県情報公開・個人情報保護審査会条例上の手続と行政不服審査法上の調査審議の手続には、下表のとおり異なる部分があることから、県民等に混乱を生じさせないように同審査会条例を改正して両制度間の調査審議の手続の整合を図ることが適当である。
- (3) なお、青森県情報公開・個人情報保護審査会に提出された資料等の写しの交付の求めへの対応については、行政不服審査法上の手続（個人情報保護）としては手数料を徴収することとなるものであるが、審査会条例上の手続（情報公開）としては、県民に新たな負担が生じることのないよう手数料は徴収しないこととすることが適当である。

審査会条例と行政不服審査法とで異なる手続	審査会条例 (情報公開)	行政不服審査法 (個人情報保護)
申立てがあった場合の口頭意見陳述の実施	努力義務	義務
審査会に提出された資料等の閲覧の求めへの対応	努力義務	義務
審査会に提出された資料等の写しの交付の求めへの対応	(規定なし)	義務

第4 その他の事項

1 県民、事業者等の責務規定及び事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定

県民、事業者等の責務規定及び事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定は、置かない。

【説明】

新個人情報保護法が施行されることにより、全国的な共通ルールが法律で定められ、本県が独自に県民、事業者等の責務規定や事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定を置く必要性がないので、規定しないことが適当である。

2 青森県情報公開条例の改正

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 不開示情報について個人情報保護制度との整合性を確保する。② 不開示情報について行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入に係る改正を行う。 |
|--|

【説明】

- (1) 本県においては、これまで、情報公開制度と個人情報保護制度の不開示情報の整合を図ってきたところ、今般の見直しによって、個人情報保護制度の根拠法令が新個人情報保護法となったことにより、不開示情報に不整合が生じることとなったが、引き続き、両制度間の不開示情報の整合性を確保することが適当である。(第2-3参照)
- (2) また、行政機関等匿名加工情報提供制度の導入に伴い、国と同様に、行政機関等匿名加工情報及び削除情報（行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号）を青森県情報公開条例の不開示情報に規定するとともに、公益上の理由による裁量的開示の対象から除くことが適当である。

3 見直し後の条例の施行日

見直し後の条例の施行日は、令和5年4月1日とする。

【説 明】

見直し後の条例の施行日は、新個人情報保護法が地方公共団体に適用される日と同日の令和5年4月1日とすることが適当である。

4 経過措置

個人情報の保護に関し、個人情報保護制度の根拠が条例から新個人情報保護法へ移行することに伴い、支障や県民の権利利益の侵害が生じることのないよう適切な措置を講じる。

【説明】

- (1) 新個人情報保護法と青森県個人情報保護条例とで個人情報の定義が異なることから、青森県個人情報保護条例では保護の対象となるが新個人情報保護法では保護の対象とならない情報が生じることとなるが、令和5年4月1日前において保有している青森県個人情報保護条例上の個人情報で、新個人情報保護法上の個人情報に該当しないものについては、保護措置を講じることが適当である。
- (2) また、開示請求に対する開示決定など青森県個人情報保護条例による手続等で、令和5年4月1日前に完結していないものの取扱いについて定めることが適当である。

参考 1

青森県情報公開・個人情報保護審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年10月28日 (第138回審査会)	○知事から個人情報保護制度見直しに係る条例整備について諮問を受けた。 ○諮問事項の審議を行った。
令和 4 年11月25日 (第139回審査会)	○諮問事項の審議を行った。
令和 4 年12月16日 (第140回審査会)	○答申案等の検討を行った。
令和 4 年12月23日 (第141回審査会)	○答申案等の検討を行った。

参考2

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
伊藤 健	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
香取 真理	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

（令和4年12月28日現在）